

審査基準

令和5年9月1日作成

法令名： 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 施行令
根拠条項： 第39条
処分の概要： 標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）： 宮城県公安委員会
法令の定め： 災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間： 14日
申請先： 警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊又は警察署交通課
問合せ先： 警察本部交通規制課（電話022-221-7171）又は警察署交通課
備考： 標章及び証明書の再交付については、知事もすることができる。